

れば、大いなる成果が得られない点が特徴的である。

この記事は、今後数回にわたり、継続して掲載いたします。

農 薬 取 締 法 の 問 題 点

農林省農政局植物防疫課長 安 尾 俊

農薬取締法は、不正不良農薬の出廻りを防止し、農薬品質の保持向上を図ることを目的として、昭和23年7月1日公布され、同年8月1日から施行されている。その後、26年と37年の2回にわたり改正が行なわれたが、特に38年の改正では、従来農薬は、殺虫剤、殺菌剤、殺そ剤、除草剤等であったが、新たに農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる植物成長調整剤が農薬の定義に加えられたこと、および水産動植物に対する農薬の使用規制措置等の条項が加えられた。

この法律の骨子は、①農薬の製造業者または輸入業者は、製造しまたは輸入した農薬について農林大臣の登録を受けなければ販売してはならないことを規定し、登録検査によって不良農薬の出現を防止する。②販売する農薬については、その容器に成分の種類、含有量など所定事項について、真実な表示をしなければならないことを規定し、随時抜取検査によって、表示に合致しない不正不良農薬の取締を行なう。③農薬の販売業者と防除業者の届出とその監督に関し規定している。④水産動植物に対する被害を防止するため、政令で指定農薬を定め、必要に応じ都道府県知事は指定農薬の使用規制をするなどである。

農薬の登録は、物の登録であって、同一の化合物であってもその成分の含有量別に、また同

一の含有量であっても製剤形態が異なれば、それぞれ登録が必要である。登録申請書は、規定の事項を記載したほかに、当該農薬の薬効および薬害に関する試験成績を添付することはもとより、人畜ならびに水産動植物に対する毒性の有無を証明できる資料をも添付することになっている。

近年、農薬の進歩発達はめざましく、本法の施行当時農薬の種類は約30余種であったが、40年には326種で当初の約10倍に、また、有効登録数においても約800件であったものが4,558件で5.7倍となっている。一方、農薬の生産金額においても既に500億円を突破している。このように農薬の種類と使用量の増加は、単に農薬の使用面での事故防止のための急性毒性に関する検査のみならず、農産物を消費する国民の立場をも考慮して、慢性毒性の観点から農薬残留に関しても十分な検討を行ない、国民が、安心して摂取できる農産物の生産供給を図らなければならない情勢にたち到っている。農薬の毒性に関しては、ますます社会的な関心が高くなりつつあり、国の内外を問わず、特に慢性毒性に関しては緊急にその対策が急がれている。

これがため、わが国においても農薬検査所の検査体制を整備し、農薬残留事項を検査の対象にとりあげることとした。42年度においては、

生食用として供される果樹，野菜を対象とした新農薬の残留検査を実施する考えであるが，遂次これが体制の整備を行ない，農薬残留許容量に対応して，殺虫，殺菌剤をはじめ除草剤等についても安全使用基準を順次定め，その徹底を図っていく考えである。

なお，現在市販されている農薬については，

試験研究機関の応援を得て緊急に農薬の残留調査を実施し，安全使用基準を設定していく考えである。

よって今後は，急性毒性の低い農薬であるとともに，残留の少ない農薬の開発，実用化を大いに期待する。

昭和41年度水稻作用除草剤試験成績概要

当協会委託の昭和41年度水稻作関係（移植・苗代・乾田直播・湛水直播栽培）新除草剤の作用及び適用性判定試験成績の検討会が客年12月13～14日の両日東京で開催された。その結果の概要をここに紹介する。

1) 供試除草剤の動向

かつては農林省農林水産技術会議事務局が中心となって有効除草剤の開発試験が行なわれてきたが，昭和39年11月当協会の発足とともに当協会が代行することとなった。

そこで当協会発足前後から本年度までに供試された水稻作関係除草剤試験についての傾向を示すと第1表の通りである。すなわち，昭和38年度112薬剤，同39年度104薬剤，同40年度103薬剤，同41年度127薬剤，同42年度117薬剤が供試され，ほぼ1ケ年に115薬剤程度のものが毎年試験されている状況で極めて数が多い。このことは除草剤の水田雑草防除に果す役割の大きいことからその関心の高さが除草剤開発の面にも反映していることがみられる。

これら除草剤を剤型からみると約50%が混

財団法人 日本植物調節剤研究協会
合剤となっている。

このことは，生態的特性の異なる多数の雑草が混生している水田では，単剤で雑草に有効なものは少なく，特徴ある二種類以上の薬剤の混合によって，相加的・相乗の効果を得て，有効雑草の範囲及びある草種の殺草力を大ならしめ，さらに水稻に対する薬害を回避して使用範囲の拡大を目的としているものとみられる。

対象別にみると移植栽培本田では，一年生雑草とマツバイとの同時防除を目的とした移植前後土壌処理用除草剤が依然として主体をなしている。そのほか，苗代・水稻生育中期の多年生雑草（ヒルムシロ），刈取後の多年生雑草（マツバイ，ミズガヤツリ）などを対象とした除草剤の開発が多くなりつつある。

一方，直播栽培用については，その作付面積の伸び悩みと共に供試薬剤も頭打ちになっている。

次に供試除草剤をその主成分から種類別に分類してみると，第2表の通りである。最も多いのはジフェニール系で21，次いでフェノール系の13，フェノキシ系の13，などが多く，以下カーバメイト系，トリアジン系，ニトリル系